

令和7年度 第1回 佐倉市認知症対策検討会 要録

日 時：令和7年7月7日（月）19時～20時15分

方 法：会場出席とオンラインの併用方式による

場 所：（事務局）佐倉市役所 議会棟 第3委員会室

出席委員 （50音順）	飯村委員、大内委員、大木委員、尾形委員、片桐委員、木川委員、北原委員、志津委員、志村委員、下原委員、高梨子委員、高橋委員、鳴海委員、橋本委員、廣岡委員、三嶋委員、森委員、森本委員、四方田委員（19名）
欠席委員	なし
事務局	島村福祉部長、花島健康推進部長、村上高齢者福祉課長（事務局長）、小林介護保険課長、荒木健康推進課長 曾田主査、岡本主査、菅原主査、岩本主査
その他	傍聴者なし

発言者	内 容
○事務局	（開会） 当会議は「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」の検討会で、「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 設置要綱（以下『懇話会設置要綱』）に基づき開催。認知症の方の自立した日常生活の支援に関する事項、医療や介護、福祉等その他の連携に関する事項等について検討し、意見をいただきたい。また会議録作成のため録音します。
○事務局	（委嘱状交付） 認知症対策検討会委員の委嘱状交付について、会場参加の委員には机上に配布、オンライン参加の委員には後日郵送する。 委嘱の期間は本日より令和10年3月31日となる。
○事務局	（部長挨拶）
◇全委員	（委員、事務局自己紹介）
○事務局	（会長、副会長選出） 懇話会設置要綱の第6条第1項「推進懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める」、同第9条第4項「第6条の規定は検討会の会長及び副会長について準用する」とあるため、委員の互選により会長、副会長を選出いただきたい。

発言者	内 容
◇A 委員	会長に B 委員を推薦します。
◇C 委員	副会長に D 委員を推薦します。
○事務局	他に推薦はありますか。 (意見なし)
○事務局	会長、副会長の推薦に賛同される方は、挙手願います。 (全委員挙手)
○事務局	会長に B 委員、副会長に D 委員を選出する。任期中はよろしくお願 いします。 (会長 挨拶) (副会長 挨拶)
○事務局	ここから議事となるため懇話会設置要綱第 9 条第 4 項の規定に基づ き、会長に議長をお願いする。
◇会長	よろしくお願います。懇話会設置要綱第 9 条第 4 項の規定により、 「委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない」とされ ているが、19 名全員の出席により会議は成立する。 会議の公開及び会議録の作成に関して、事務局より説明願います。
○事務局	会議の公開については、懇話会設置要綱第 9 条第 4 項において、原 則公開としている。ただし、特定の個人の情報に関して公開しないこと が適当と認める場合や、公開することで公正かつ円滑な議事進行に支 障をきたす場合は、当検討会の決定により公開しないこともできる。 本日の会議において「議題 2」にて特定の個人情報に関する情報を取り 扱うため非公開としてよいか、また「議題 3」は忌憚のない意見交換 を行うため「公開により円滑な議事進行に支障をきたす場合」に該当す るものとして非公開としてよいか伺う。 次に会議録について、設置要綱上「会議録を作成し、市のホームペー ジで公開する」と規定あるが、会議録の作成方法は、委員名を匿名で記 載し、意見等は要約としてよいか、併せて伺う。
◇会長	事務局提案に関して異議ありますか。

発言者	内 容
◇会長	<p>(異議なし)</p> <p>本日の会議の「議題 2」、「議題 3」を非公開とし、会議録は匿名で要約とする。 会場に傍聴人はいますか。 (傍聴人なし)</p> <p>議題 1 市の高齢者福祉・介護計画における認知症施策について</p> <p>(資料 1、資料 1 別紙に沿って事務局より説明)</p>
◇会長	<p>意見、質問はありますか。</p>
◇E 委員	<p>資料 1 の 1 ページ、本人発信支援の中にある「合同オレンジカフェ」について、参加者少ない理由と具体的な内容をお聞きしたい。 また認知症サポーター養成講座に小学生参加とあるが、小学生の反応はいかがか。</p>
○事務局	<p>合同オレンジカフェは、市内 5 箇所で開催している会場の参加者を 1 か所に集めて開催したもの。会場の広さの都合もあり、各圏域から 3 ~4 名ずつ参加いただいた。内容については全員で音楽や軽体操を楽しんだほか、介護者同士の悩み相談の時間も設けた。普段別々に集まっている当事者や介護者に、同じように認知症を抱える当事者や家族がいることを知ってもらい、孤立感の解消やつながりが持てるよう、圏域を越えて合同開催としている。</p> <p>次に小学生からの感想について、1 年生であっても 40 分の授業をしっかり聴いており、自分のおじいちゃんおばあちゃんにもっと優しくしようと思った、認知症は脳の病気だということがわかった、といった感想が聞かれ、講師側も驚いた。</p> <p>3、4 年生では、認知症はもの忘れがある病気ということを理解し、あのおとき家族にこう対応すれば良かった、といった感想が出ている。中学生では、自分の家族以外にも、地域で迷っている高齢者がいたらやさしく声をかけようと思った、など地域の高齢者にも目を向けてくれている。</p>
◇F 委員	<p>学校での認知症サポーター養成講座について、受講する学校としない学校で方針の違いがあるか。また学校側では講座の組み込みをどうやって工夫しているのか。</p>

発言者	内 容
○事務局	<p>学校単位で依頼が来るので、方針の違いについては事務局としては把握していないが、校長先生、教頭先生の力添えにより、毎年依頼をいただく学校もある。</p> <p>認知症サポーター養成講座のカリキュラムは、学校の授業の一コマに組み込める時間配分になっており、道徳の授業や人権教育の授業を充てていたり、また福祉教育に力を入れている学校では福祉の授業に取り入れる場合もある。</p>
◇F 委員	<p>教育委員会と連携して、小・中学校は一律取り入れてもらえるとういのではないかと検討してほしい。</p>
◇G 委員	<p>若年性認知症の支援について、資料 1 の 4 ページでは医療との連携を図りながらと書いてあるが、HP に相談窓口案内は載っているものの、公的な相談窓口は本人や家族でも入手できる情報。佐倉市内には専門医のいるクリニックや東邦大など認知症の専門医療機関がたくさんあるので、佐倉市ならではの医療連携情報をアピールできないか。</p>
○事務局	<p>若年性認知症の相談は主に包括支援センターで受けることが多いが、包括以外の相談先として案内しているのが主に県の若年性認知症コーディネーターによる専用相談窓口。先生方に協力いただけるのであれば、佐倉市内で認知症や若年性認知症の相談ができる病院、ということで HP やチラシなどで案内できるよう検討する。</p>
◇H 委員	<p>資料 1 の 5 ページ下部、「SOS ステッカー」とはどういうものか。</p>
○事務局	<p>行方不明者の対策として、佐倉市、八街市、酒々井町、佐倉警察署、佐倉消防署などと一緒に SOS ネットワークというしくみを作っており、徘徊し行方不明となるおそれがある本人、家族の協力を得て顔写真を提供いただき、市と警察で情報共有する事前登録制度がある。登録した方に、靴や持ち物に貼る反射材つきの番号の入ったステッカーを配布している。</p>
◇H 委員	<p>他の自治体で実施している、当事者の持ち物や衣服などに貼られた QR コード（シール）を読み取る仕組みとは違うものか。</p>
○事務局	<p>別のもの。ステッカーの詳細は HP にて紹介している。 https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/koreishafukushika/131/2693.html QR コードも検討したが、導入している自治体への聞き取りでは、利</p>

発言者	内 容
	<p>用実績及び保護につながる事例が少ないこと、また当事者目線で考えると、歩いているときに急にスマホなどを向けられる状況となることなどから、あまり有意義でないと考えている。また警察が業務で使用する端末がインターネット未対応であり、実際に保護する警察としても番号方式のほうがよいとの意見もあり、導入していない。</p>
◇会長	<p>一般市民が SOS ステッカーを見ても、認知症とわからないのでは。</p>
○事務局	<p>ご意見の通り、一般市民への周知は課題と認識している。ただ、ステッカー自体が反射材でできているので、夜間歩いている時に本人の安全を確保するということと、警察や関係者が見たときにわかりやすいという点から使用している。</p>
◇会長	<p>番号のところは何が入るのか。</p>
○事務局	<p>登録先の市町村名と、登録時の個人識別番号になっている。</p>
◇会長	<p>発見した場合は番号を市に問い合わせるのか。</p>
○事務局	<p>発見された場合は警察に保護してもらうので、警察で本人の身元がわかるようになっている。</p>
◇会長	<p>例えば医療機関で GPS などを勧めても利用につながらないケースがあるが、SOS ステッカーを医療機関が紹介してもよいのか。家族に貼っておくよう勧めるなど。</p>
○事務局	<p>現状でもケアマネや家族、本人に関わる方からの申請が多く、医療機関からの紹介も可能。申請書は HP からダウンロード可、写真を添えて提出していただき、後日市からステッカーを郵送する。</p>
◇会長	<p>資料 1 の 3 ページ、物忘れ相談の「専門医等」とはどなたか。</p>
○事務局	<p>東邦大学医療センター佐倉病院 メンタルヘルスクリニック 片桐先生、みつば脳神経クリニック 大木先生ほか、市内の先生を中心にお願いしている。</p>
◇I 委員	<p>若年性認知症について、実際佐倉市にどのくらい若年性認知症の人がいるか。近隣市町村でも若年性認知症への関心が高い傾向があり、若年性認知症について早めに理解することが大切と思う。医療機関のほ</p>

発言者	内 容
○事務局	<p>か、市内で相談できる場所があれば、より安心して暮らせると思う。本人発信支援という点でも、若年性認知症のかたが多く発信しており、そのような機会にもつながると思うので、取り組みに期待したい。</p> <p>若年性認知症のみの相談件数としては把握していない。相談を受けている各包括支援センターで相談件数等を把握していれば今後当会議にて報告する。</p>
◇D 委員	<p>若年性認知症の診断において難しいのが、脳腫瘍や神経疾患により認知機能の低下を示す場合があるため、認知症か他の疾患かの判断には精神科、神経内科等で総合的に診ることが重要。若年性の定義も難しく、統計をとりにくいと思っている。最初の症状が認知症として相談があがったケースを積み重ねていき、その後の経過で認知症か他の疾患であったか、を追っていくことが大切。</p> <p>議題2 認知症初期集中支援チームの活動について ※議事非公開</p> <p>議題3 介護認定の主治医意見書について ※議事非公開</p> <p>議題4 その他</p>
◇会長	<p>その他について事務局より何かありますか。</p>
○事務局	<p>会議録を作成し、委員宛に送付するので、確認をお願いします。</p>
◇会長	<p>委員の皆さまからほかに意見はありますか。</p>
◇F 委員	<p>介護認定について、こうほう佐倉で特集ページを作ってほしい。介護認定の流れ等を家族含め知らない方が非常に多いので、わかりやすいものがあると良い。</p>
◇会長	<p>意外と家族は介護保険のことを知らないなので、市のほうで啓発してもらえるとありがたい。</p>

発言者	内 容
○事務局	検討する。
◇H 委員	<p>毎年9月21日が認知症の日（世界アルツハイマーデー）になっており、佐倉では熱心に啓発行っている。これまで認知症の人と家族の会が中心となってポスターやパンフレットなどの啓発物を作成していたが、今年から厚労省が一括して作るようになった。まだ手元に届いていないが、啓発用に必要な資料等あれば連絡ください。</p> <p>（他質問・意見なし）</p>
◇会長	以上で本日の議事はすべて終了とする。
○事務局	<p>会長、委員の皆様ありがとうございました。</p> <p>（閉会）</p>